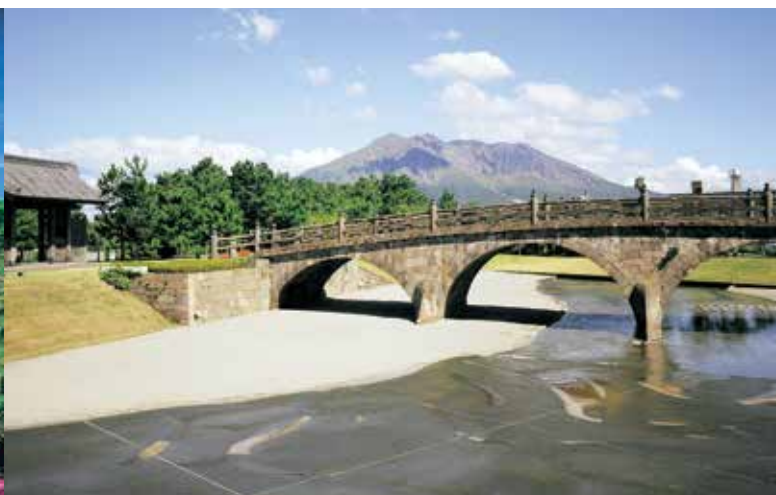


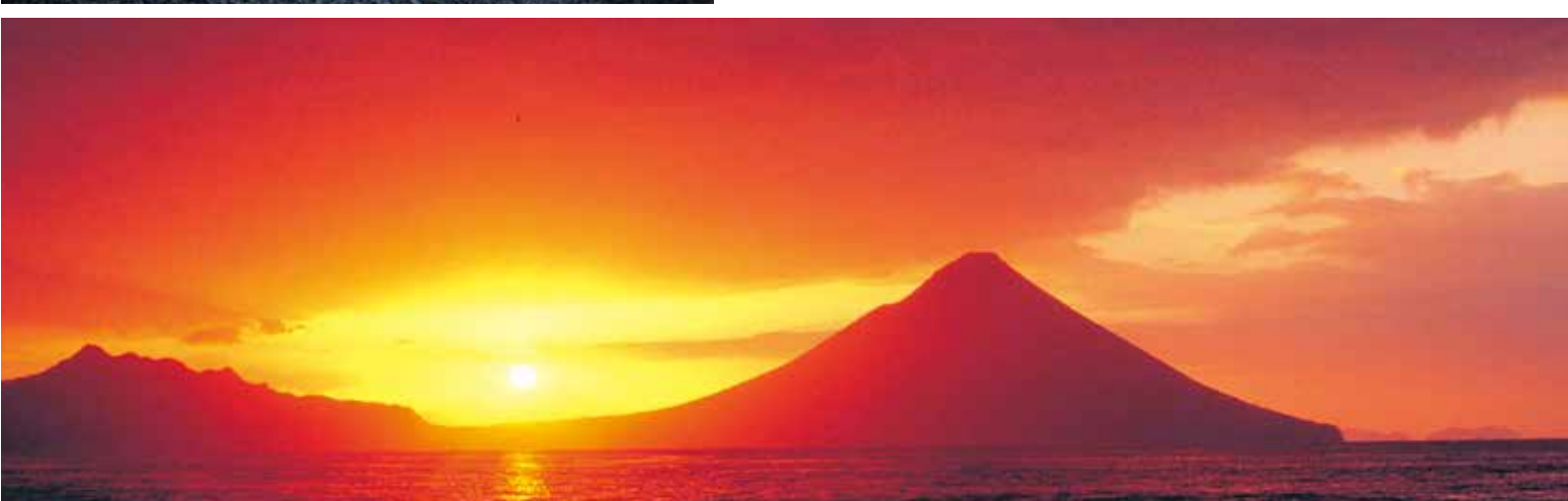


平成28年度

鹿児島県 信用保証協会のあらまし

2016

Kagoshima Guarantee Disclosure



鹿児島県信用保証協会



ごあいさつ

当協会の業務運営につきましては、かねてから格別の支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会の信用保証業務についてご理解をいただくために、平成28年度版『鹿児島県信用保証協会のあらし』を作成いたしました。ご一読いただき、信用保証制度や当協会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

平成27年度の国内経済は、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に一部遅れがみられましたが、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調がみられました。

こうした経済情勢の下、県内の景気については、生産や個人消費の一部に弱い動きがみられたものの、全体としては底堅く推移し、高水準で推移していた観光などにも支えられ、基調としては緩やかに回復しつつありますが、足元では、熊本地震の影響により観光部門が大きく落ち込むなど、影響の長期化が懸念されております。

このような状況の中、本年度は第4次中期事業計画（平成27年度から平成29年度まで）の基本方針のもとに、平成28年度経営計画に基づき、効果的な保証利用の推進、経営支援機関等との連携強化や国の「経営支援強化促進補助事業」活用による経営改善・再生支援の充実・強化及び求償権の回収促進等に積極的に取り組むこととしております。

また、当協会の財政及び経営基盤の充実・強化、リスク管理体制やコンプライアンス体制の強化、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保を図るとともに、顧客サービスの向上に努めて参ります。

今後とも、国、県、市町村、関係団体及び金融機関のご協力をいただきながら、役職員一丸となって、皆様に信頼され、ご期待に応えられるよう努めて参りますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年 8 月

鹿児島県信用保証協会
会長 山田 裕章

CONTENTS

1 鹿児島県信用保証協会の概要	3
(1) プロフィール・沿革	
(2) コンプライアンス態勢について	
(3) 個人情報保護宣言	
(4) 反社会的勢力の排除について	
2 信用保証のしくみ	8
(1) 信用保証協会と信用補完制度	
(2) 信用保証のご利用にあたって	
(3) 保証制度一覧	
3 事業計画・経営計画	22
平成28年度経営計画の概要	
4 平成27年度 決算報告	24
(1) 貸借対照表	
(2) 収支計算書	
(3) 財産目録	
5 平成27年度 事業実績	28
(1) 保証実績推移	
(2) 金融機関群別保証実績	
(3) 業種別保証実績	
(4) 保証制度別保証実績	
6 平成27年度の主な活動実績	32
(1) 保証推進における主な取り組み	
(2) 経営支援における主な取り組み	
(3) 広報活動における主な取り組み	
7 組織体制	34
(1) 役員・組織図	
(2) 事務所のご案内	

1 鹿児島県信用保証協会の概要

(1) プロフィール・沿革

■プロフィール

- 根 拠 法 信用保証協会法
- 設 立 許 可 昭和23年12月13日
- 設 立 登 記 昭和23年12月27日
- 事 業 開 始 昭和23年12月30日
- 基 本 財 産 15,111百万円（平成28年3月31日現在）
- 保証債務残高 件数 21,731件、金額 172,034百万円（平成28年3月31日現在）
- 利用企業者数 13,994企業（平成28年3月31日現在）
- 役 員 数 理事13名（非常勤10名）
監事3名（非常勤2名）（平成28年6月23日現在）
- 職 員 数 職員59名（平成28年6月1日現在）
- 事 務 所 鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内（支所なし）

■沿 革

- 昭和23年10月 社団法人 鹿児島県信用保証協会 創立総会
- 昭和23年12月 社団法人 鹿児島県信用保証協会 設立許可
（事務所開設：鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内）
- 昭和25年 2月 財団法人 鹿児島県信用保証協会 設立許可
- 昭和28年 8月 信用保証協会法施行
- 昭和29年 7月 信用保証協会法に基づく組織変更認可
- 昭和29年 8月 特殊法人に組織変更登記
- 昭和42年 6月 事務所移転（鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内）

信用保証協会事業の基本理念

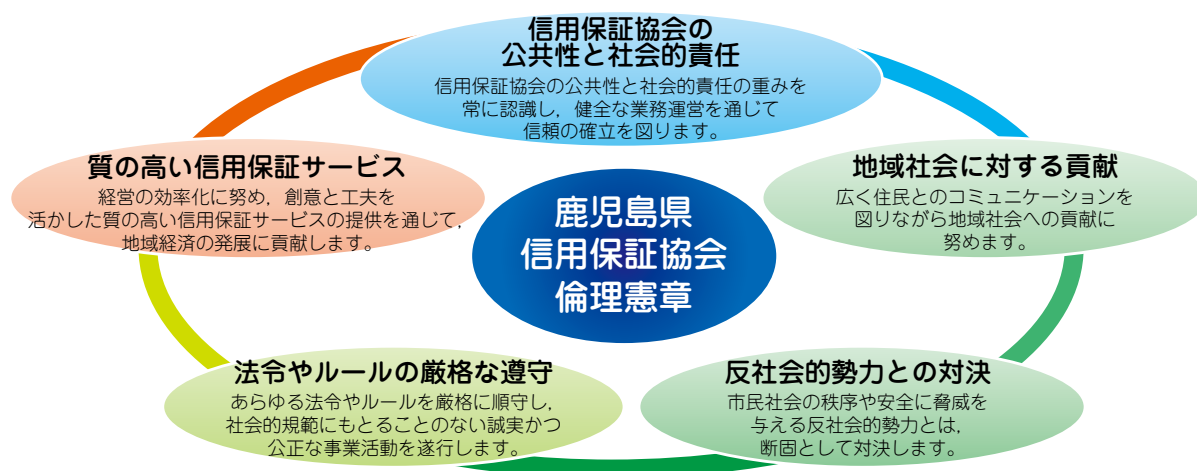
信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、企業診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。（昭和43年4月制定、平成3年5月改定）

(2) コンプライアンス態勢について

鹿児島県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員は「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

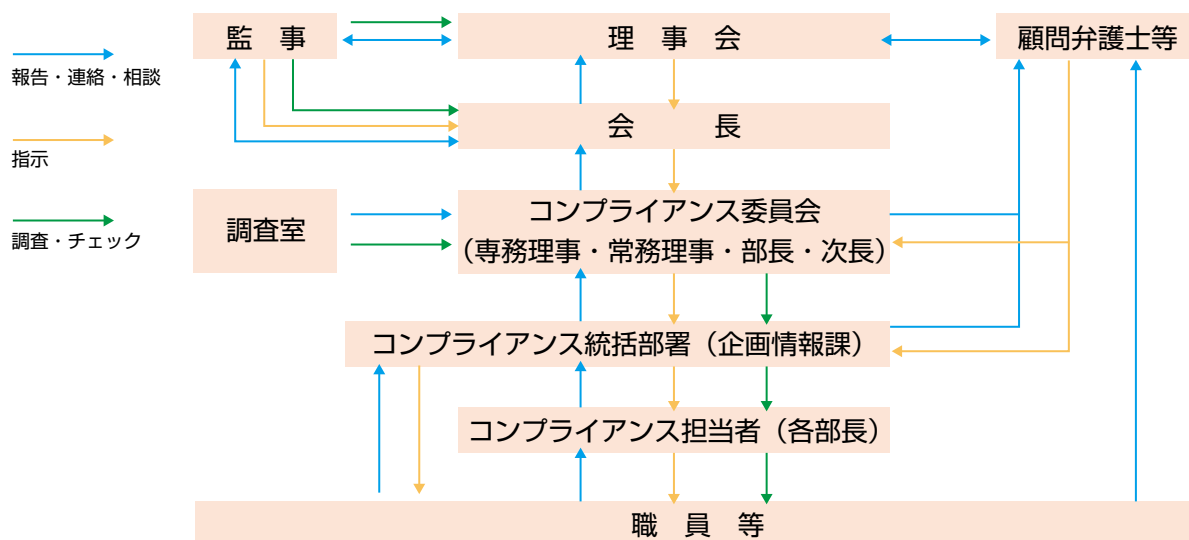
■鹿児島県信用保証協会倫理憲章



■具体的行動規範

1 法令・ルール等の遵守	6 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
2 誠実な職務の遂行	7 外部からの苦情・トラブルへの対応
3 守秘義務の履行	8 職場秩序の維持
4 職務上の地位と関係者との付き合い	9 違反行為の報告
5 コンプライアンス関連事項への対応	10 懲罰

■コンプライアンス組織体制図



(3) 個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

② 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ及び備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

③ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤ 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥ 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（又は郵送）ください。

⑦ 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ⑥及び⑦の具体的な手続につきましては当協会ホームページ及び備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9.（3）開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨ 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	鹿児島市名山町9番1号
電話番号	099-223-0273
部 署 名	総務部

(4) 反社会的勢力の排除について

当協会は、鹿児島県信用保証協会倫理憲章において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」と宣言し、これらの反社会的勢力の介入を許さず、不法、不当な要求には毅然と対応し、一切応じません。

反社会的勢力排除の取組みとして、ポスター・リーフレット等を作製し、中小企業者及び関係機関の皆さまに周知徹底を図るとともに、常に即応できる体制を整えています。

また、日頃より鹿児島県警察、鹿児島県暴力追放運動推進センター等の関係機関と連携を密にし、鹿児島企業防衛対策協議会及び暴力団排除等の研修会に参加する等、情報収集・交換に努めています。

反社会的勢力とは取引いたしません！

信用保証をご利用の際に提出していただく信用保証委託契約書には、反社会的勢力排除条項を定めています。これは、委託者ご本人又は保証人が、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を将来にわたり行わないこと等を表明及び確約していただくものです。

このように、当協会は暴力団等の反社会的勢力を信用保証の対象としておらず、反社会的勢力との一切の関係を遮断しています。



信用保証委託契約書に
反社会的勢力の排除条項を
盛り込んでいます。

信用保証協会
警察庁
信用保証協会 検索

平成27年度版
反社会的勢力排除ポスター

2 信用保証のしくみ

(1) 信用保証協会と信用補完制度

■信用保証協会とは

信用保証協会とは、中小企業者の方々が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的機関としてその保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて、中小企業の支援を行うため設立された信用保証協会法に基づく特殊法人です。

なお、全国には、現在、鹿児島県信用保証協会を含め51協会が設立されています。

■信用補完制度について

信用保証協会の業務は、「信用保証制度」と「信用保険制度」の2つの制度を総称した「信用補完制度」によって成り立っています。

「信用保証制度」とは、中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的な保証人になって借入を容易にし、企業の健全な育成を金融の側面から支援する制度です。

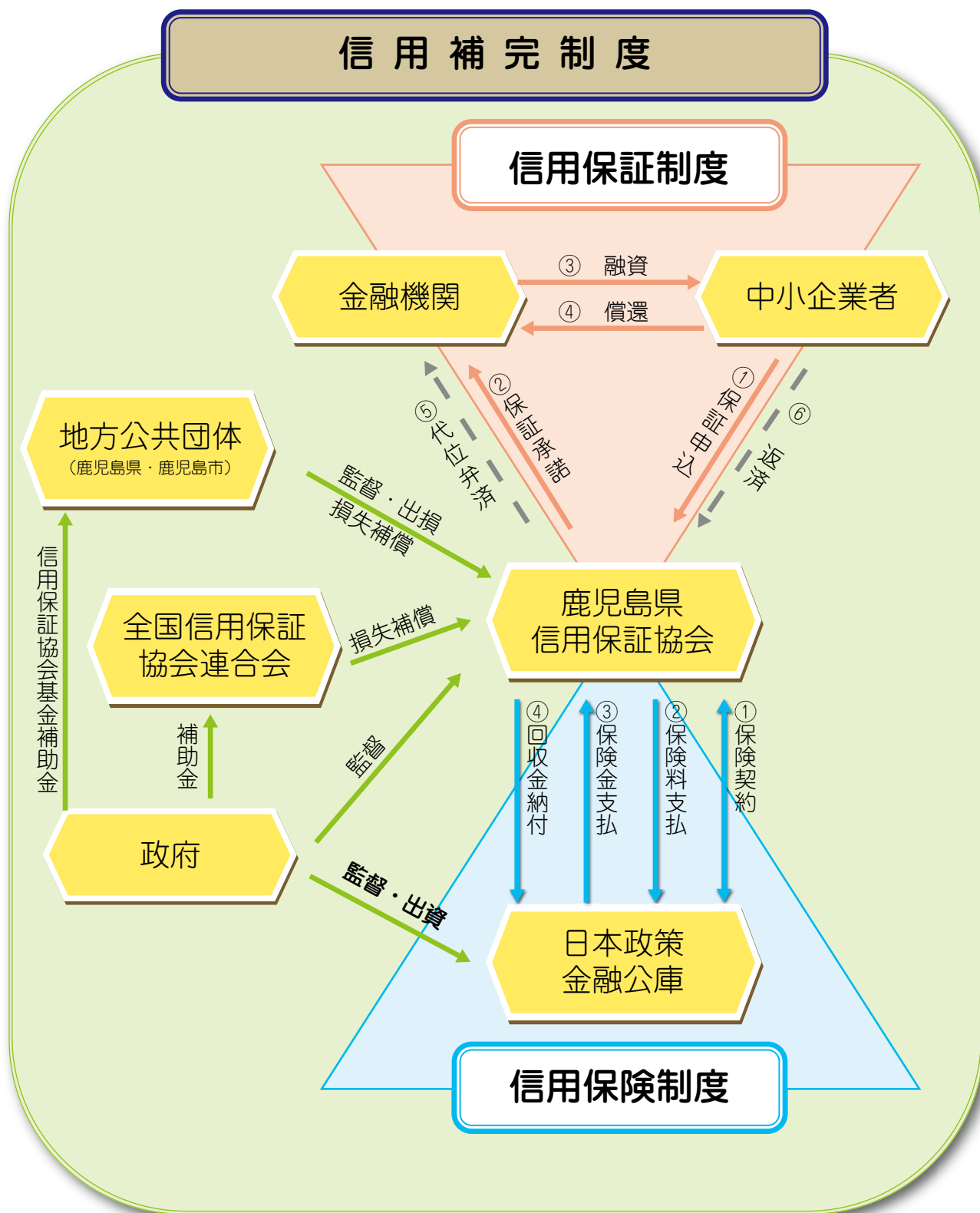
また、この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。「信用保険制度」は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを、政府出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます）の保険によってカバーする制度です。

このように、2つの制度が有機的に結合した「信用補完制度」によって、中小企業者の金融円滑化が行われています。

信用保証制度	①	中小企業者は、金融機関窓口又はあっせん機関窓口（商工会議所・商工会等）を通じて保証申込をします。
	②	信用保証協会は、申し込みのあった中小企業者の信用調査・審査を行い、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対して信用保証書を発行し、中小企業者には保証決定を通知します。
	③	金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資します。
	④	中小企業者は、融資条件に従って金融機関に返済します。
	⑤	中小企業者が、倒産等の理由により、借入金の返済ができなくなったときは、信用保証協会が中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
	⑥	中小企業者は、信用保証協会と相談しながら、信用保証協会に対し借入金を返済します。

※⑤・⑥は債務不履行が発生した場合。

信用保険制度	①	公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
	②	信用保証協会は、公庫に信用保険料を支払います。
	③	信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行い、公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額のおよそ70%から80%を保険金として信用保証協会に支払います。
	④	信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。



(2) 信用保証のご利用にあたって

■信用保証の対象となる方

●所在地・業歴

県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者が対象です。ただし、保証制度要綱等で別に定めがある場合はその定めによります。

また、原則として業歴について制限はありませんが、保証制度要綱等で別に定めがある場合はその定めによります。

●業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農業・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）・漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

●企業規模

法人は、資本金又は常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

また、個人及びNPO法人は常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等（卸売業、小売業、サービス業以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	法人300人以下 個人100人以下

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員及びNPO法人の雇用関係のないボランティアは従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

■信用保証の内容

●保証限度額

個人・法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は原則として8,000万円です。

なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額1,250万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、市県民税の完納、保証債務残高等）

※組合は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、生活衛生同業組合、同連合会、生活衛生同業小組合、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会、同中央会及び内航海運組合です。このほかの組合は個人・法人与同額になります。

※国の施策により、一般保証とは別に保証限度額が設けられている「別枠保証（セーフティネット保証等）」があります。

●保証期間

一 般 保 証	運転資金15年以内 設備資金20年以内
協会制度保証 県・鹿児島市制度融資 別 枠 保 証	それぞれの制度の定めによる

●資金使途

事業の経営に必要な資金（事業資金）が保証の対象になります。

「事業資金」とは直接事業経営に必要な資金で、原材料の購入、労賃、その他の経費の支払いに充当するための運転資金及び設備の新增設、改良、補修等に要する設備資金をいいます。

事業の経営に関係のない資金は、保証の対象となりません。

●連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、連帯保証人の徴求基準があります。

●担 保

必要に応じて、不動産などを提供していただく場合があります。

■信用保証料について

●信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者は、協会保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補償、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

●信用保証料率

基本となる信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて9区分に弾力化されており、リスク計測モデル（CRDモデル）によって算出された所定の区分の料率を適用します。

例外として、セーフティネット保証等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

【リスク考慮型基準料率表】

(単位：%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証を指します。

●信用保証料の割引

次に該当する中小企業者については、保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

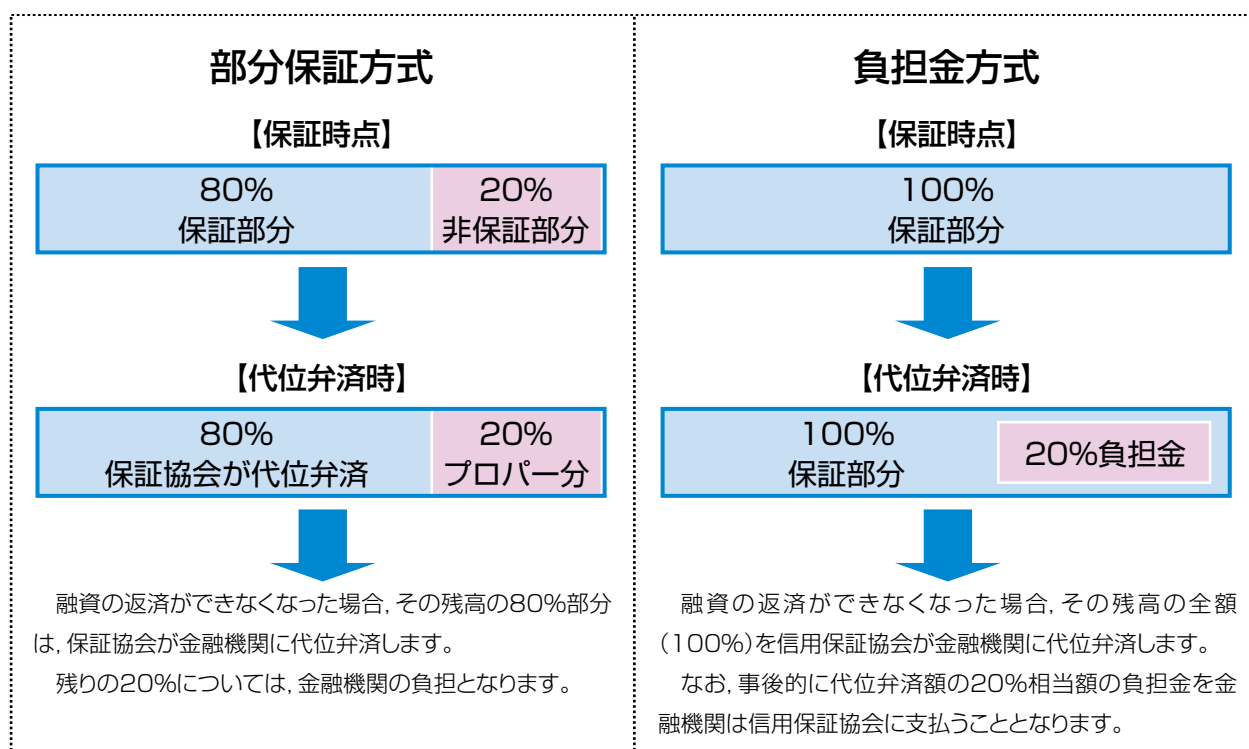
- ▷ 担保の提供がある方
- ▷ 『中小企業の会計に関する基本要領』の適用状況を確認できる方、会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
(ただし個人事業者等、割引の対象とならない場合があります)
- ▷ 保証申込時において、ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営の認証を受けていることを示す書類を提出された方（平成30年3月31日保証申込受付分まで）

■責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図ることで、両者が連携して中小企業の皆さまの融資及びその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として、平成19年10月より導入されました。

●制度の概要

この制度は、従来、原則100%保証であった保証付き融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みにしたもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択することとなっています。



責任共有対象外の保証制度

例外として、次の保証制度については信用保証協会が100%負担します。

- ▷ 国が定める小口零細企業保証制度に係る保証
- ▷ 特別小口保険に係る保証 ※1
- ▷ 経営安定関連保険（セーフティネット保証）1号～6号の保険に係る保証
- ▷ 災害関係保険に係る保証
- ▷ 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）及び創業等関連保険に係る保証
- ▷ 事業再生保険に係る保証
- ▷ 協会の求償権を消滅させることを目的とした保証
- ▷ 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- ▷ 東日本大震災復興緊急保証
- ▷ 経営力強化保証制度 ※2
- ▷ 事業再生計画実施関連保証制度 ※3

- ※1 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合を除きます。
- ※2 「責任共有制度の対象外となる協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を経営力強化保証制度で借り換える場合であって、協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。
- ※3 「責任共有制度の対象外となる協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を事業再生計画実施関連保証制度で借り換える場合であって、協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

◆次の方は、協会の保証をご利用できません。

- ①既保証債務を延滞している中小企業者及びその保証人（ただし再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者を除く）
- ②保証協会の代位弁済を受け、その求償権残高のある中小企業者及びその保証人（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者を除く）
- ③銀行取引停止処分を受けている中小企業者及び1回目の不渡後6か月を経過していない中小企業者
- ④破産・民事再生・会社更生等を申立中で、裁判所の開始決定に至らない中小企業者
- ⑤休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされたもの）及び休眠組合
- ⑥信用保証協会が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び総会屋等や社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者）と判断した方
- ⑦申込書類作成等で負債を隠したり、不実の記載をされた中小企業者
- ⑧他の信用保証協会で、無担保無保証人保証（特別小口保険の保証）を受けている中小企業者
- ⑨その他、信用を供与することが不適当であると協会が判断した中小企業者

(3) 保証制度一覧（平成28年度版 信用保証制度のご案内）

協会制度保証

主な協会制度保証を掲載しています。

ほかにも様々な保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください。

制 度 名	ご利用の目安	資金使途	限度額 () 内は組合	期間 (据置期間)	返済方法
一 般 保 証	長期、大口の事業資金が必要ときに	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内	分割又は一括返済
F a s t 保 証	一定基準の要件を具備する中小企業者が、簡易迅速に資金調達を行いたいときに	運転資金	5,000万円	7年以内 (12月以内)	原則として分割返済
F a s t 5 0 0 保 証			500万円	5年以内 (6月以内)	
環 境 対 策 サ ポ ー ト 保 証	地球温暖化対策に取り組み環境保全に貢献している中小企業者が資金調達を行いたいときに		2億8,000万円	運転資金 15年以内 (12月以内) 設備資金 20年以内 (12月以内)	分割又は一括返済
創 業 関 連 保 証	産業競争力強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要ときに		2,500万円 【創業関連保証、再挑戦支援保証の合計額1,000万円及び創業等関連保証1,500万円の合計額】 【※3】	10年以内 (12月以内)	原則として均等分割返済
創 業 等 関 連 保 証	中小企業等経営強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要ときに				
再 挑 戦 支 援 保 証	過去の事業で失敗した経験を生かして事業に再チャレンジする方のために				
小 口 零 細 企 業 保 証	責任共有制度の導入に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模事業者のために	運転資金 設備資金	1,250万円 【既存の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内】	運転資金 5年以内 (6月以内) 設備資金 7年以内 (6月以内)	分割又は一括返済
経 営 資 源 活 用 関 連 保 証	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定経営資源活用新事業計画に従って行われる事業に資金が必要ときに		5億8,000万円 (10億8,000万円) 普通保証 2億円 (4億円) 無担保保証 8,000万円 無担保無保証人保証 1,250万円 新事業開拓保証 3億円 (6億円)	運転資金 5年以内 (12月以内) 設備資金 7年以内 (12月以内)	原則として均等分割返済
経 営 革 新 関 連 保 証	中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業に資金が必要ときに				
当 座 貸 越 (貸 付 専 用 型) 保 証	経営に必要な資金を反復継続的に必要とするときに		100万円以上 2億8,000万円	1年又は2年 【資格要件に該当される方は、更新できます】	約定返済 または 随時返済
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン 当 座 貸 越 根 拠 保 証	小口の事業資金を反復継続的に必要とするときに		100万円以上 2,000万円		
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン 500当 座 貸 越 根 拠 保 証			100万円以上 500万円		
中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	中小企業者が自社の発行する社債（私募債）で資金調達を行いたいときに		4億5,000万円 【融資限度額5億6,000万円】	7年以内	満期一括償還 定時償還
継 続 サ ポ ー ト 短 保 証	金融機関連携型 資金繰りの円滑化を図りたい方に	運転資金 (ただし、原則として既存保証付き融資の借換資金は含まない)	500万円以上 2,000万円以下	1年以内 【資格要件に該当する方は5年を限度に更新できます】	一括返済
	税理士等連携型 税理士等が月次管理する中小企業者が、資金繰りの円滑化を図りたいときに		500万円以上 3,000万円以下		
経 営 安 定 関 連 保 証 (セーフティネット保証)	国のセーフティネット保証制度に対応（経営安定1号～8号の認定を受けた方に）			10年以内 (12月以内)	原則として分割返済
経 営 者 保 証 ガ イ ド ラ イ ン 対 応 保 証	経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、中小企業者および保証人（経営者本人等）が当該ガイドラインにおいて求められている対応を講じているときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金3年以内 (6月以内) 設備資金5年以内 (6月以内) 本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、3年以内	分割又は一括返済
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証	売掛債権及び棚卸資産を担保として資金調達を図るときに		2億円 【融資限度額2億5,000万円】	根保証 1年間【更新できます】 個別保証 1年以内	根保証 約定返済又は随時返済 個別保証 一括返済
経 営 力 強 化 保 証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行うことをもって経営力の強化を図るときに	運転資金 設備資金		一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内 設備資金7年以内 本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内 なお、据置期間はそれぞれ1年以内	分割又は一括返済
経 営 改 善 サ ポ ー ト 保 証 (事業再生計画実施関連保証)	経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (12月以内)	
条 件 変 更 改 善 型 借 換 保 証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行うことを前提に、返済条件の緩和を行っている保証付き既往借入金を借換るときに			15年以内 (12月以内)	原則として分割返済

※1 以下の①または②に該当する事業者が対象です。

①責任共有対象かつ利率弾力化された保証をご利用で、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況が確認できる方（セーフティネット保証や特定社債保証、特定支払契約保証を除く）

②会計参与設置会社（一括支払契約保証を除く）又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

※2 ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営の認証を受けていることを示す書類の提出を受けた場合（平成30年3月31日保証申込受付分まで）。

平成28年4月1日現在

保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)			融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
	有担保 割引	会計処理に 関する割引 【※1】	地球温暖化対 策割引【※2】					
年0.45%～1.90%	有	有	有	金融機関所定 の利率	原則として 法人代表者以外の 連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対 象	各金融機関
年0.25%～1.70%			無	1年以内 年1.9%以内 1年超3年以内 年2.0%以内 3年超5年以内 年2.1%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.7%以内		必要に応じ徴求		
年1.00%	無	有 【※4】	有	金融機関所定 の利率	原則として 法人代表者以外の 連帯保証人は不要	不 要	対象外	各金融機関
年0.50%～2.20%	有					原則として不要		
年0.95% 【新事業開拓保険に係る 保証は、年1.15%】	無 【新事業開拓 保険に係る 保証は、有】	有 【※4】			原則として 法人代表者以外の 連帯保証人は不要 (無担保無保証人 保証は不要)	8,000万円超は、 原則有担保	対 象	当座貸越契約を締結 している金融機関 事業者カードローン 当座貸越契約を締結 している金融機関
年0.39%～1.62%	有				原則として 法人代表者以外の 連帯保証人は不要	原則として、 5,000万円以内不要 5,000万円超要担保 原則として不要		
年0.45%～1.90%		有 【※4】			不 要 (共同保証人のみ)	2億円超は、原則有担保		
年0.35%～1.80%	有	原則として 法人代表者以外の 連帯保証人は不要			不 要			
1～6号 年0.87% 7～8号 年0.80%	無	有 【※4】			必要に応じ徴求	1～6号対象外 7～8号対象		
年0.45%～1.90%	有	有					対 象	
年0.68%	無	有 【※4】			不 要 (法人代表者のみ)	流動資産を譲渡担保として 徴求(個別保証の場合、売 掛債権のみ)	対 象	各金融機関
①責任共有対象の場合 年0.45%～1.75% ②責任共有対象外の場合 年0.50%～2.00%	有	有 【※5】			原則として 法人代表者以外の 連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	①対象 ②対象外	
①責任共有対象の場合 年0.8% ②責任共有対象外の場合 年1.00%	無	有 【※4】						
年0.45%～1.90%	有	有				必要に応じ徴求	対 象	

※3 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市区町村長の証明を受けて行う創業に要する資金（創業後の創業者である期間中の資金を含む）について、創業関連保証における保証限度額が1,500万円に増額され、創業関連保証、再挑戦支援保証の合計額が1,500万円になります。

※4 会計参与設置会社に限る。

※5 責任共有制度対象外の保証付き既借入金を同額以内で借り換える場合、会計参与設置会社に限る。

県中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島県が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。

区分	資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)	返済方法	保証料率
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内 (12月以内)	毎月均等分割返済 ただし、融資期間1年以内の融資にあっては一括又は均等分割返済	年0.29%～1.59%
			設備資金	7,000万円	15年以内 (12月以内)		年0.13%～1.58%
	小規模企業活力応援資金	小規模企業者に対する資金	運転資金 設備資金	1,250万円 ただし、既存の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内	運転資金 5年以内 (6月以内) 設備資金 7年以内 (6月以内)		年0.39%～1.69%
	特別小口資金	小規模企業者に対する無担保・無保証人の資金	運転資金 設備資金	1,250万円	5年以内 (6月以内)		年0.55% 〔責任共有対象の場合 年 0.50%〕
経済活性化支援資金	創業支援資金	商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとするとき (自己資金が10%以上必要)	運転資金	1,000万円	7年以内 (24月以内)	毎月均等分割返済	年0.13%～1.58% 〔女性や青年 (30歳未満) による創業の場合 年0%～1.26%〕
			設備資金	2,000万円	10年以内 (36月以内)		
		国が認定した市町村の特定創業支援事業の支援を受けて、新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとするとき ※国の創業関連保証制度に対応	運転資金 設備資金	1,500万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)		年0.68% 〔女性や青年 (30歳未満) による創業の場合 年0.36%〕
	新事業チャレンジ資金	I 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき II 経営革新計画の承認を受け事業展開しようとするとき	運転資金 設備資金	5,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)		I 年0.00%～1.26% II 年0.31%
	産業おこし応援資金	自動車、電子、食品、健康・医療、バイオ、環境・新エネルギー、観光関連産業における取引を拡大しようとするとき又はこれらの産業へ参入しようとするとき	運転資金 設備資金	1億5,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 15年以内 (36月以内)		年0.13%～1.58% 〔食品関連産業振興プロジェクトに参加する事業者は 年0.00%～1.26%〕
	バトンタッチ支援資金	事業を承継しようとするとき (承継後5年以内を含む)	運転資金 設備資金	3,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)		年0.13%～1.58%
経営安定対策資金	耐震改修支援資金	耐震改修 (耐震診断、補強設計を含む) に取り組むとき	運転資金 設備資金	2億8,000万円	運転資金 15年以内 (24月以内) 設備資金 20年以内 (36月以内)	毎月均等分割返済	年0.00%
	緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けたとき I 激甚法、災害救助法又は生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき II 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金	2,000万円	7年以内 (24月以内)		I 年0.00% II 年0.13%～年1.58%
			設備資金	3,000万円	10年以内 (36月以内)		
	緊急経営対策資金	取引先の倒産など、最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	運転資金	2,000万円	7年以内 (24月以内)		年0.13%～1.58%
			設備資金	3,000万円	10年以内 (36月以内)		
		再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画等に従って事業再生を行うとき ※国の経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証) に対応	運転資金 設備資金	5,000万円	15年以内 (12月以内)		年0.48% 〔責任共有対象外の場合 年0.68%〕
セーフティネット対応資金		中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき I 第1号～第6号 (大型倒産、突発的災害、不況業種等) II 第7号・第8号 (金融機関合理化等)	運転資金	2,000万円	7年以内 (24月以内)		I 年0.65% II 年0.62%
			設備資金	3,000万円	10年以内 (36月以内)		

※1 以下の①または②に該当する事業者が対象です。

①責任共有対象かつ料率弾力化された保証をご利用で、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況が確認できる方

②会計参与設置会社 (一括支払契約保証を除く) または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

※2 ISO14001、エコアクション21またはグリーン経営の認証を受けていることを示す書類の提出を受けた場合。 (平成30年3月31日保証申込受付分まで)

※3 ①事業継続計画 (BCP) を策定している中小企業者に対しては、融資利率を0.1%引き下げることができます。

②地球温暖化対策の基本となる環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営) を導入している中小企業者に対しては、融資利率を0.1%引き下げることができます。

平成28年4月1日現在

保証料割引の適用 (各0.1%の割引)			融資利率 【※3】	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関		
有担保 割引	会計処理に 関する割引 【※1】	地球温暖化 対策割引 【※2】							
有	有	有	1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.2% 5年超7年以内 年2.4% 又は変動金利 7年超10年以内 年2.6% 又は変動金利 10年超 又は変動金利	原則として法人代表者 以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対 象	・ 鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合 ・ 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫の県内営業店 ・ みずほ銀行鹿児島支店（運転設備資金で融資期間が1年以内のものに限る。）		
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.2% 5年超7年以内 年2.4% 又は変動金利		原則として不要	対象外	・ 鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合 ・ 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫の県内営業店		
無			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.2%	不 要	不 要	対象外 【※5】	・ 鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合 ・ 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の県内営業店		
有	有		1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%	原則として法人代表者 以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対 象	・ 鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合 ・ 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫の県内営業店		
無	有 【※4】				不 要	対象外			
有	有		1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%		原則として不要	対 象			
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45% 変動金利					必要に応じ徴求	
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%		対 象 【※6】				
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45% 変動金利						
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%		対 象 【※7】				
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%					I 対象外 II 対 象	
無	有 【※4】		1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45% 変動金利						
			1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%						

※4 会計参与設置会社に限る。

※5 NPO法人が利用する場合、責任共有対象となります。

※6 激甚災害により被災したものに係る保証については、「対象外」、それ以外の保証については、「対象」となります。

※7 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金を同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は、責任共有制度対象外となります。

鹿児島市制度資金保証

金融機関を通じて鹿児島市が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。
鹿児島市に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる中小企業者が利用できます。（創業支援資金を除く）

資 金 名		ご利用の目安	資金使途	限度額	期 間 (据置期間)	返済方法
産 業 振 興 資 金		事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方	運転資金 設備資金	3,000万円	運転資金 7年以内（12月以内） 設備資金 10年以内（12月以内）	元金均等による 月賦償還 【※3】
小 規 模 企 業 支 援 資 金		中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号に規定する小規模企業者		1,250万円 (ただし、既存の保証付融資残高との合計で、1,250万円の範囲内)	7年以内 (12月以内)	元金均等による 月賦償還
特 別 小 口 資 金		・ 同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ・ 市県民税に所得割が課されている方 ・ 申込のとき、保証協会の保証残高のない方（完済を条件に申し込むことができます）		1,250万円		
経 営 安 定 化 資 金	特 定 中 小 企 業 者	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号に規定する特定中小企業者		3,000万円	運転資金 7年以内（24月以内） 設備資金 10年以内（24月以内）	
	東 日 本 大 震 災 関 連 特 別 対 策 (取扱期間：平成29年3月31日 融 資 実 行 分 まで)	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第128条第1項各号に規定する中小企業者				
	経 済 環 境 変 化 等	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方				
創 業 支 援 資 金		市内で新たに事業を開始する方（事業実績のない方や事業実績が6月末満の方も対象） ※自己資金が必要		1,000万円 (うち運転資金は700万円以内) ただし、必要額の80%以内 【※8】	運転資金 7年以内（12月以内） 設備資金 10年以内（18月以内）	
新 事 業 展 開 支 援 資 金	事業転換・多角化・事業拡大等	同一事業を1年以上営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行うために資金が必要な方 ②市内において新規雇用を伴う事業拡大（店舗、事務所、工場の新設）を行うために資金が必要な方		事業転換・多角化 1,200万円 事業拡大・新産業創出研究会・ 新特産品コンクール 3,000万円		
	新 産 業 創 出 研 究 会	③鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する中小企業者で、新商品・サービスの研究開発等に資金が必要な方				
				④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者で、販路拡大や商品開発等に資金が必要な方（入賞年度を含め5年度以内の方が対象）		
環 境 配 慮 促 進 資 金		・ ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ・ 環境対応車（ハイブリッド、電気、天然ガス自動車）を購入する方 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ・ ISO14001、エコアクション21、KES、市環境管理事業所のいずれかの認証等を取得している方で、事業資金が必要な方		3,000万円	運転資金 7年以内（12月以内） 設備資金 10年以内（12月以内）	元金均等による 月賦償還
災 害 対 策 資 金		・ 火災や自然災害等の被害を受けた方で、その対策に資金が必要な方（り災証明を受けた方又は上記被害を受けたことについて、特に市長が認める方が対象）		1,500万円	運転資金 7年以内（24月以内） 設備資金 10年以内（36月以内）	

※1 以下の①または②に該当する事業者が対象です。

①責任共有対象かつ利率弾力化された保証をご利用で、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況が確認できる方

②会計参与設置会社または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

※2 ISO14001、エコアクション21またはグリーン経営の認証を受けていることを示す書類の提出を受けた場合（平成30年3月31日保証申込受付分まで）

※3 融資期間が1年以内の場合、償還方法は一括または分割の選択ができます。

※4 設備資金を利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3以上あれば適用されます。

保証料率が年1.25%以上の場合、補助割合が1/2に該当する方は年0.6%（補助割合が2/3に該当する方は年0.8%）で算出した保証料相当額を補助します。

※5 責任共有対象の場合の保証料率。

平成28年4月1日現在

保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)			保証料 補 助	融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
	有担保 割 引	会計処理に 関する割引 【※1】	地球温暖化 対策割引 【※2】						
年0.45%～ 1.90%	有	有	有	1/2 (2/3) 【※4】	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.1% 3年超7年以内 年2.4% 7年超 年2.5%	原則として法人 代表者以外の 連帯保証人は不要	必要に応じ 徴求	対 象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 奄美大島信用金庫 鹿児島県医師信用組合 商工組合中央金庫
年0.50%～ 2.20%		有 【※6】		3/5	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超 年2.35%		原則として 不要	対象外	
年0.65% 〔年0.60%〕 【※5】	無				4/5	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超 年2.4%	不 要	不 要	
1～6号 年0.87% 7～8号 年0.80%				対象外					
年0.80%									
年0.45%～ 1.90%	有	有		2/3 (3/4) 【※9】	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45% 【※11】	原則として法人 代表者以外の 連帯保証人は不要	必要に応じ 徴求	対 象	
				2/3 (3/4) 【※10】					
				3/4					
				4/5					
				全額					

※6 会計参与設置会社に限る。

※7 NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となります。

※8 融資金額は開業に係る経費の80%以内で、自己資金が20%以上必要です。

※9 鹿児島市主催のセミナー等（創業スキル養成講座、SOHOインキュベーションマネージャーによる個別支援等）の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。

※10 鹿児島市主催のセミナー等（SOHOインキュベーションマネージャーによる個別支援等）の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。

※11 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初12月以内の支払利子相当額を補助します。（上限30万円）

3 事業計画・経営計画

平成28年度経営計画の概要

第4次中期事業計画に基づき、平成28年度経営計画を策定しました。当協会は、下記の具体的方策を実施し、金融支援に加え、積極的な経営支援等に取り組んで参ります。

■具体的方策

① 保証利用の推進

- ▷ 信用保証料率割引の実施、保証の再利用促進を目的としたDM発送や訪問、さらに県の経営革新計画承認企業に対する金融機関との連携等により、中小企業のみなさまに対する保証推進に取り組めます。
- ▷ 金融機関及び商工団体等への積極的な訪問や、信用保証セミナー及び営業店別研修会等の開催を通して、関係機関との連携を図ります。

② 保証審査体制の充実

- ▷ 個々の状況を踏まえた保証審査の実施と事務手続き等の見直しによる事務の効率化により、保証申込への適切な対応に取り組めます。
- ▷ 大口保証企業や政策保証利用先、創業保証先等については、保証後の計画達成状況や財務状況を把握するとともに、必要に応じて経営支援部や関係機関と連携し、保証後の支援体制強化を図ります。

③ 期中支援の充実・強化

- ▷ 企業の持続可能性及び経営課題の見極め並びに積極的なサポートミーティング等の実施により、必要かつ適切な措置を行います。

④ 経営改善・再生支援の充実・強化

- ▷ 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や国の補助事業を活用し、外部専門家の派遣、経営診断、経営改善計画策定支援及びモニタリング等の経営支援を行います。
- ▷ 専門家派遣事業の推進及び顧問弁護士や税理士、事業再生に関する専門家の有効活用により、経営改善・再生支援を強化します。
- ▷ 経営改善の可能性が高く、経営者に意欲があるにもかかわらず、条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい企業については、「条件変更改善型借換保証」等による金融支援を行います。

⑤ コンプライアンス体制及びリスク管理体制の強化

- ▷ 反社会的勢力の不正利用防止や介入排除に向けた対応の強化及び個人情報の適正な管理等について、研修や啓蒙活動を実施し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- ▷ 計画的な内部監査の実施やシステムの安定的な運用、BCPに基づいた模擬訓練等により、リスク管理体制の強化を図ります。

⑥ 顧客サービスの向上

- ▷ 中小企業者等へのアンケート調査を実施し、顧客ニーズの把握を行うとともに、顧客満足度向上に向けた取組みを行います。
- ▷ ホームページのリニューアルにより利便性を高めるとともに、情報等の迅速かつタイムリーな発信を図ります。

■事業計画額

保証承諾	期末保証残高	代位弁済	実際回収	収支差額
705億円	1,670億円	36億円	6億5千万円	2億35百万円

4 平成27年度 決算報告

(1) 貸借対照表（平成28年3月31日現在）

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	15,110,940,884
現 金	0	基 金	5,788,137,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,322,803,884
預 け 金	5,690,310,882	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,726,100,000
普 通 預 金	1,329,295,304	責 任 準 備 金	1,064,676,646
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	214,470,680
定 期 預 金	4,330,000,000	退 職 給 与 引 当 金	578,958,415
郵 便 貯 金	31,015,578	損 失 補 償 金	2,752,526,614
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	172,034,315,880
有 価 証 券	21,192,035,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	3,099,590,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	18,090,445,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(う ち 日 本 政 策 金 融 公 庫 分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(う ち 日 本 政 策 金 融 公 庫 分)	0
再生ファンド出資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	9,507,468	雑 勘 定	4,580,416,919
事 業 用 不 動 産	1,047,722	仮 受 金	0
事 業 用 動 産	8,459,746	保 険 納 付 金	101,180,183
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	7,792,108
損 失 補 償 金 見 返	2,752,526,614	未 経 過 保 証 料	4,469,949,788
保 証 債 務 見 返	172,034,315,880	未 払 保 険 料	1,004,285
求 償 権	727,740,307	未 払 費 用	490,555
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	655,969,887		
仮 払 金	4,207,871		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	116,779,900		
連 合 会 出 資 金	0		
連 合 会 勘 定	1,109,459		
未 収 利 息	34,969,661		
未 経 過 保 険 料	498,902,996		
合 計	203,062,406,038	合 計	203,062,406,038

借方

貸方

預け金・現金

保証の利用を促進するため、金融機関へ預託しています。

預け金・現金

有価証券

安全有利な資産運用を行うため国債・社債・地方債等を保有しています。

有価証券

不動産等

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金、日本政策金融公庫からの保険金受領分及び地方公共団体からの損失補償金の受領額を控除したものです。

求償権

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

未経過保険料

その他

基本財産

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出損金と金融機関等の負担金で構成される【基金】と、過去の収支差額の累計である【基金準備金】の2つから成っています。

制度改革
促進基金

収支差額変動
準備金

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により、基本財産の増強が必要になった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぎます。

責任準備金

求償権償却
準備金

退職給与引当金

未経過保証料

未経過保証料

受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

未払保険料

その他

(2) 収支計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	2,726,016,498
保 証 料	1,945,884,434
預 け 金 利 息	4,654,413
有価証券利息配当金	304,140,597
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	3,300,899
損 害 金	5,258,958
事 務 補 助 金	65,523,765
責 任 共 有 負 担 金	376,716,000
雑 収 入	20,537,432
経 常 支 出	1,996,829,319
業 務 費	770,378,121
役 職 員 給 与	409,553,633
退職給与引当金繰入	34,517,543
そ の 他 人 件 費	113,177,868
旅 費	2,203,950
事 務 費	51,149,349
賃 借 料	41,168,197
動産・不動産償却	2,722,665
信 用 調 査 費	6,729,974
債 権 管 理 費	36,693,811
指 導 普 及 費	22,779,795
負 担 金	49,681,336
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,122,411,080
責任共有負担金納付金	98,475,260
雑 支 出	5,564,858
経 常 収 支 差 額	729,187,179
経 常 外 収 入	4,187,601,472
償却求償権回収金	120,602,548
責 任 準 備 金 戻 入	1,114,620,414
求償権償却準備金戻入	270,996,657
求償権補てん金戻入	2,607,165,853
保 険 金	2,437,932,000
損失補償補てん金	169,233,853
補 助 金	0
そ の 他 収 入	74,216,000
経 常 外 支 出	4,260,156,710
求 償 権 償 却	2,967,734,321
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	12,197,868
退 職 金	1,077,195
責 任 準 備 金 繰 入	1,064,676,646
求償権償却準備金繰入	214,470,680
そ の 他 支 出	0
経 常 外 収 支 差 額	△ 72,555,238
制度改革促進基金取崩額	159,802,865
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	816,434,806
収支差額変動準備金繰入額	408,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	408,434,806

(3) 財産目録 (平成28年3月31日現在)

資 産

(単位：円)

科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	5,690,310,882
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	21,192,035,000
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	9,507,468
損 失 補 償 金 見 返	2,752,526,614
保 証 債 務 見 返	172,034,315,880
求 償 権	727,740,307
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	655,969,887
合 計	203,062,406,038

負 債

(単位：円)

科 目	金 額
責 任 準 備 金	1,064,676,646
求償権償却準備金	214,470,680
退 職 給 与 引 当 金	578,958,415
損 失 補 償 金	2,752,526,614
保 証 債 務	172,034,315,880
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	4,580,416,919
合 計	181,225,365,154
正 味 財 産	21,837,040,884

支出

収入

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。
(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料を計上しています。)

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金・損失補償金を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対し一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含む)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

経常支出

業務費

信用保険料

その他

経常外支出

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

経常収入

信用保証料

預け金利息等

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補てん金戻入

その他

制度改革促進基金取崩額

信用保証料

決算上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額です。(前期末経過保証料+当期受入保証料-当期末経過保証料を計上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、国債・地方債等の利息配当金です。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

制度改革促進基金取崩額

部分保証及び責任共有制度による保証にかかる代位弁済による損失等は、それを補うために別途国から受領した制度改革促進基金を取崩すことができることとなっています。

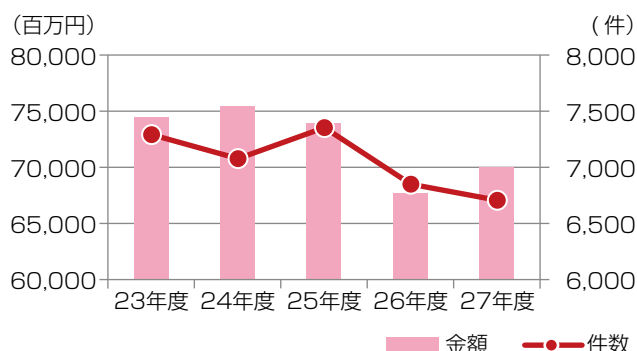
5 平成27年度 事業実績

(1) 保証実績推移

■保証承諾

(単位：件、百万円)

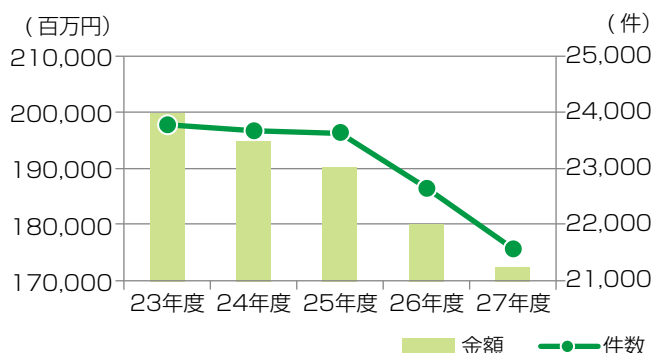
年度	件数	金額	前年度比
23	7,288	74,240	84.9%
24	7,075	75,405	101.6%
25	7,357	73,893	98.0%
26	6,848	68,016	92.0%
27	6,727	69,803	102.6%



■保証債務残高

(単位：件、百万円)

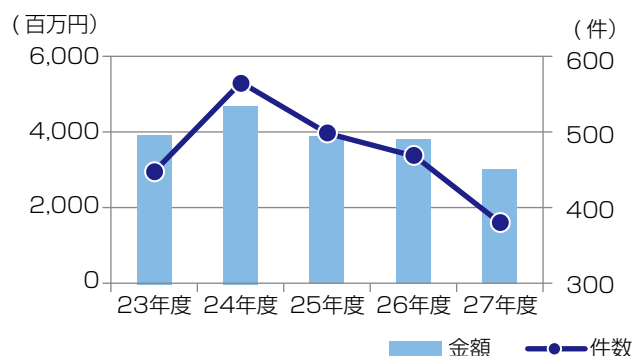
年度	件数	金額	前年度比
23	23,823	199,598	97.9%
24	23,670	194,813	97.6%
25	23,639	190,544	97.8%
26	22,632	179,504	94.2%
27	21,731	172,034	95.8%



■代位弁済

(単位：件、百万円)

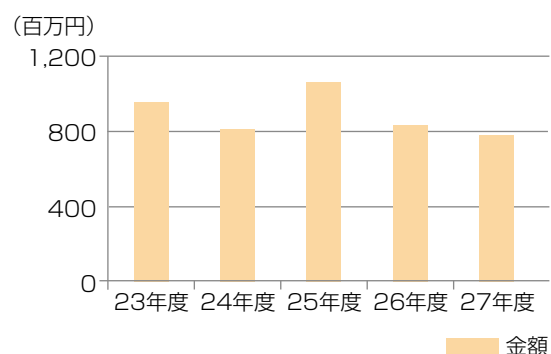
年度	件数	金額	前年度比
23	438	3,940	92.2%
24	569	4,634	117.6%
25	503	3,820	82.4%
26	461	3,637	95.2%
27	375	3,008	82.7%



■回収

(単位：百万円)

年度	金額	前年度比
23	956	85.5%
24	815	85.2%
25	1,065	130.7%
26	840	78.9%
27	785	93.5%

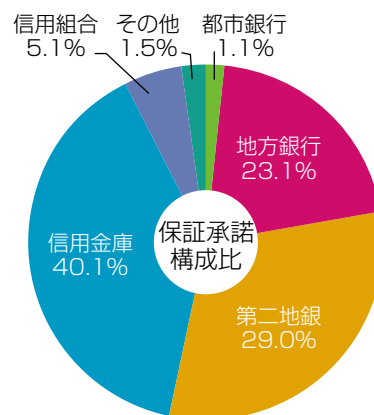


(2) 金融機関群別保証実績

■保証承諾

(単位：件、百万円)

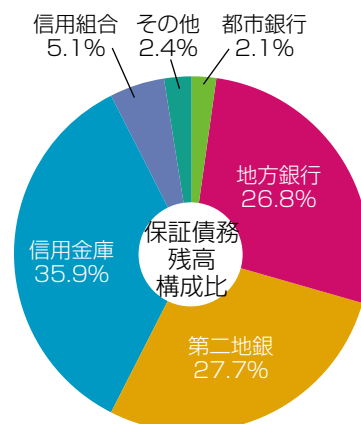
区 分	件 数	金 額		
			前年度比	構成比
都市銀行	30	794	63.7%	1.1%
地方銀行	1,432	16,114	115.3%	23.1%
第二地銀	2,012	20,277	96.2%	29.0%
信用金庫	2,602	27,980	104.9%	40.1%
信用組合	611	3,558	101.7%	5.1%
そ の 他	40	1,079	70.6%	1.5%
合 計	6,727	69,803	102.6%	100.0%



■保証債務残高

(単位：件、百万円)

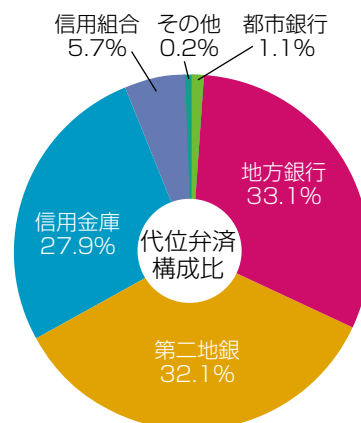
区 分	件 数	金 額		
			前年度比	構成比
都市銀行	166	3,690	85.8%	2.1%
地方銀行	5,648	46,075	94.0%	26.8%
第二地銀	5,944	47,735	95.1%	27.7%
信用金庫	7,854	61,725	98.7%	35.9%
信用組合	1,956	8,737	96.0%	5.1%
そ の 他	163	4,072	94.2%	2.4%
合 計	21,731	172,034	95.8%	100.0%



■代位弁済

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額		
			前年度比	構成比
都市銀行	1	33	71.2%	1.1%
地方銀行	98	995	89.0%	33.1%
第二地銀	114	965	75.6%	32.1%
信用金庫	110	839	85.4%	27.9%
信用組合	50	171	79.8%	5.7%
そ の 他	2	6	－	0.2%
合 計	375	3,008	82.7%	100.0%

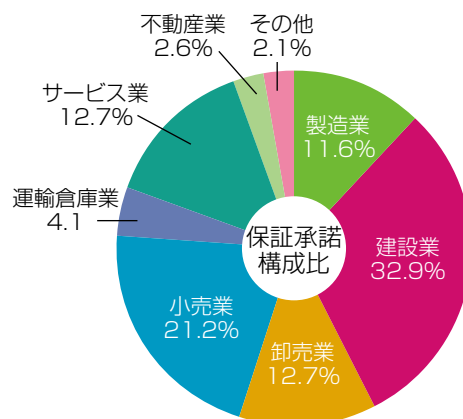


(3) 業種別保証実績

■保証承諾

(単位：件、百万円)

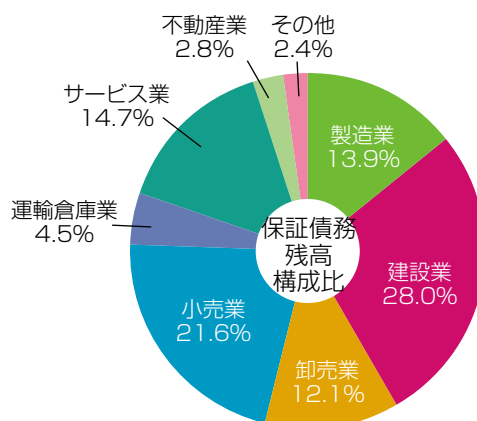
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	751	8,097	98.1%	11.6%
建 設 業	2,081	22,964	110.9%	32.9%
卸 売 業	562	8,891	104.2%	12.7%
小 売 業	1,735	14,829	102.5%	21.2%
運輸倉庫業	193	2,886	96.1%	4.1%
サービス業	1,125	8,860	94.3%	12.7%
不 動 産 業	143	1,815	99.5%	2.6%
そ の 他	137	1,460	79.9%	2.1%
合 計	6,727	69,802	102.6%	100.0%



■保証債務残高

(単位：件、百万円)

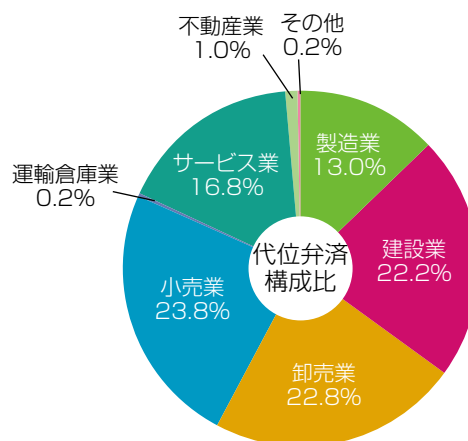
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	2,655	23,982	93.1%	13.9%
建 設 業	5,763	48,114	97.4%	28.0%
卸 売 業	1,816	20,814	94.3%	12.1%
小 売 業	5,839	37,184	96.6%	21.6%
運輸倉庫業	711	7,784	93.2%	4.5%
サービス業	3,882	25,225	95.0%	14.7%
不 動 産 業	598	4,851	96.1%	2.8%
そ の 他	467	4,079	105.9%	2.4%
合 計	21,731	172,034	95.8%	100.0%



■代位弁済

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	32	392	69.7%	13.0%
建 設 業	88	667	88.8%	22.2%
卸 売 業	64	687	141.1%	22.8%
小 売 業	128	716	55.9%	23.8%
運輸倉庫業	4	6	3.8%	0.2%
サービス業	56	505	139.5%	16.8%
不 動 産 業	1	30	93.8%	1.0%
そ の 他	2	6	744.1%	0.2%
合 計	375	3,008	82.7%	100.0%

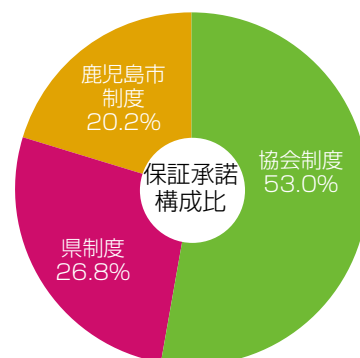


(4) 保証制度別保証実績

■保証承諾

(単位：件、百万円)

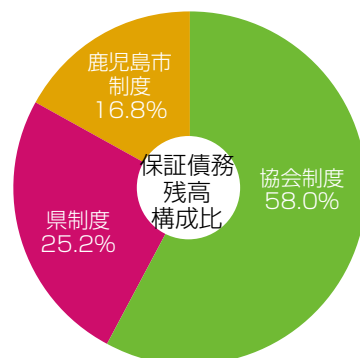
区 分	件 数	金 額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
協 会 制 度	2,807	36,996	108.9%	53.0%	
県 制 度	2,164	18,727	93.5%	26.8%	
鹿児島市制度	1,756	14,080	100.4%	20.2%	
合 計	6,727	69,803	102.6%	100.0%	



■保証債務残高

(単位：件、百万円)

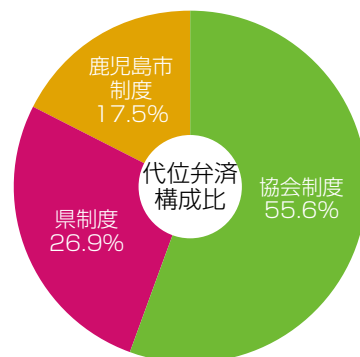
区 分	件 数	金 額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
協 会 制 度	8,386	99,776	98.1%	58.0%	
県 制 度	7,878	43,312	91.4%	25.2%	
鹿児島市制度	5,467	28,947	95.1%	16.8%	
合 計	21,731	172,034	95.8%	100.0%	



■代位弁済

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
協 会 制 度	134	1,673	98.1%	55.6%	
県 制 度	136	810	67.8%	26.9%	
鹿児島市制度	105	525	71.3%	17.5%	
合 計	375	3,008	82.7%	100.0%	



6 平成27年度の主な活動実績

(1) 保証推進における主な取組み

■金融機関・商工団体等との連携

審査担当者による関係機関への積極的な訪問（金融機関延べ334店舗、商工団体延べ82団体）を実施し、保証利用の促進、情報収集等に努めました。

関係機関との連携強化と保証利用の促進を図るため、金融機関との研修会や商工団体等が主催する会議に計15回出席し、保証実務等の説明を行いました。

また、地元5金融機関の若手職員を対象とした信用保証セミナーを開催しました。

【信用保証セミナーの様子】



■一日経営相談会

出水及び南さつま市商工会議所、始良市及び志布志市商工会のご協力により、中小企業の皆様を対象とした一日経営相談会を実施しました。

■創業支援

平成24年度から配置している2名の創業専任担当者を中心に、金融機関や商工団体が開催する創業塾への参加等により、創業予定者のサポートを行いました。（創業資金の保証実績 239件）

また、当協会を利用して創業した197先に対し、創業後モニタリングによるフォローアップを行いました。

【創業塾の様子】



■金融機関店舗への感謝状贈呈

中小企業の皆様への保証推進について、平成26年度に積極的な取組みをいただいた金融機関営業店及び商工団体に対して、感謝の意を表するため、感謝状を贈呈いたしました。

また、保証利用企業先数増加キャンペーン及び当座貸越根保証件数増加キャンペーンを実施し、これについても増加件数の多かった金融機関営業店及び商工団体に対し、感謝状を贈呈いたしました。

■中小企業者に対する保証推進

債務完済された中小企業（661企業）及び債務完済予定の中小企業（702企業）の皆様に対し、金融機関との連携のもと保証協会再利用案内通知（DM）を発送し、保証の再利用の促進を実施しました。また債務完済された117企業を訪問し、保証推進に努めました。

(2) 経営支援における主な取り組み

■サポートミーティング

返済緩和等の金融支援が必要な企業に対し、積極的にサポートミーティングを開催し、経営改善計画の策定及び金融機関間の合意調整等により、企業の資金繰り及び経営の改善を支援しました。

■「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助事業

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、経営改善計画の策定費用の一部補助事業を実施しました。

■「経営支援強化促進補助金補助事業」を活用した専門家派遣事業

国の「経営支援強化促進補助金補助事業」を活用し、経営の安定に支障が生じている企業の経営課題解決のため、専門家派遣による経営診断や経営改善計画の策定支援を実施しました。

(3) 広報活動における主な取り組み

■保証月報の発行

定期刊行物として、毎月、保証月報を発行し、県内金融機関及び商工団体等へ配付しました。

■ホームページによる情報発信

ホームページでは、多くの方々に信用保証協会について知っていただくため、当協会の概要や、信用保証制度等についてご紹介しています。また、保証制度改正等に関する情報についても、タイムリーに発信しました。

なお今年度は、「もっと見やすい、使いやすい」ホームページにするためリニューアルを実施いたします。

■リーフレットの作成

おススメの保証制度等について、各種リーフレットを作成し配布しました。

■サッカー J3 鹿児島ユナイテッドFCへの協賛（オフィシャルスポンサー）

ALL鹿児島で地域を盛り上げるという理念のもと、積極的に活動を行っている鹿児島ユナイテッドFCを応援しています。

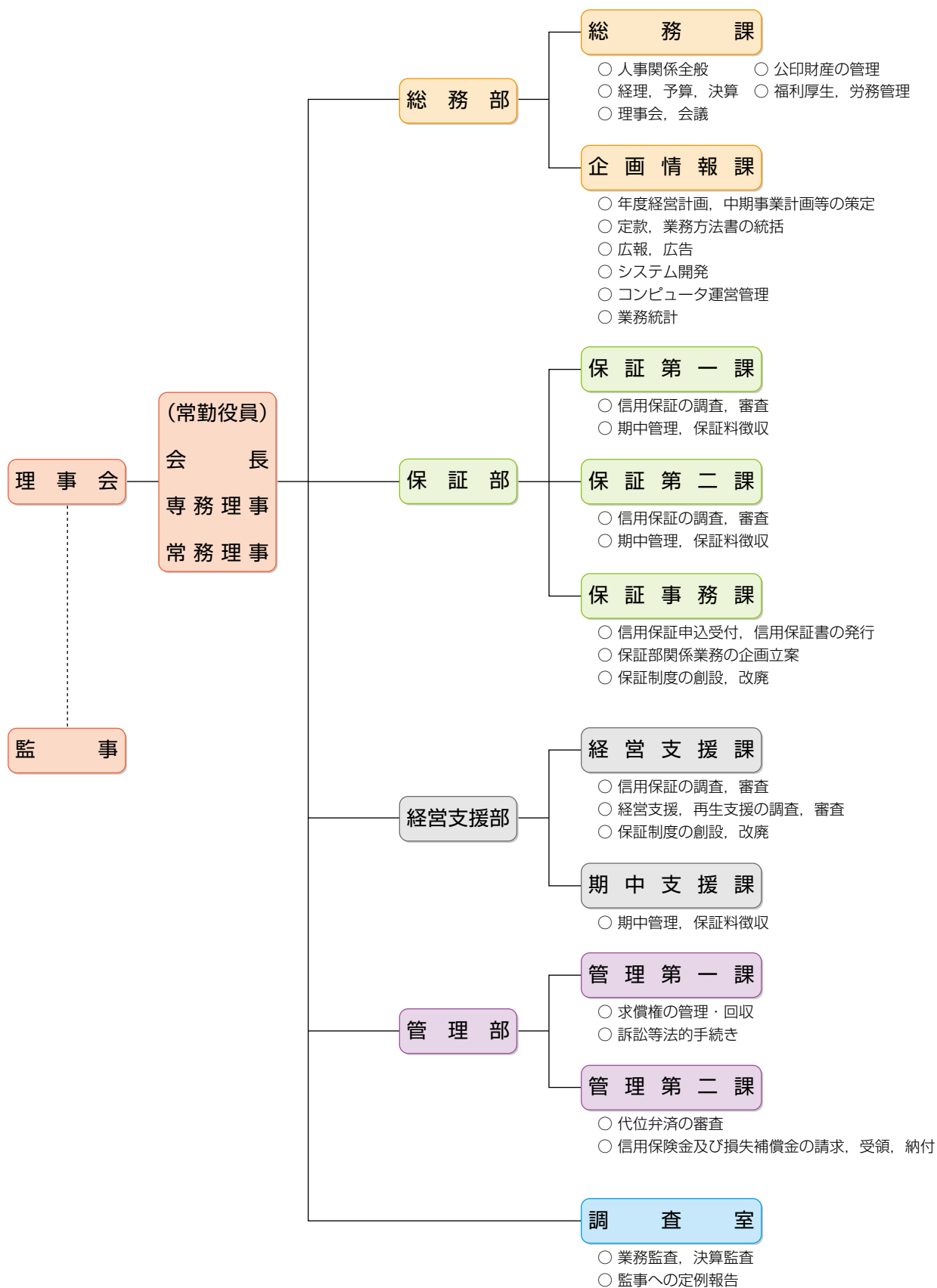
7 組織体制

(1) 役員・組織図

■役員（平成28年6月23日現在）

役職名	氏 名	備 考
会 長	山 田 裕 章	常勤
専務理事	中 山 金 蔵	常勤
常務理事	堤 清 利	常勤
理 事	西 啓一郎	非常勤 鹿児島県商工労働水産部長
理 事	山 下 正 昭	非常勤 鹿児島市産業局長
理 事	小 正 芳 史	非常勤 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理 事	森 義 久	非常勤 鹿児島県商工会連合会会長
理 事	岩 崎 芳太郎	非常勤 鹿児島商工会議所会頭
理 事	山 元 浩 義	非常勤 川内商工会議所会頭
理 事	上 村 基 宏	非常勤 鹿児島銀行頭取
理 事	森 俊 英	非常勤 南日本銀行頭取
理 事	稲 葉 直 寿	非常勤 鹿児島相互信用金庫理事長
理 事	後 藤 孝 行	非常勤 鹿児島信用金庫理事長
監 事	本 坊 信 幸	常勤
監 事	東 靖 弘	非常勤 鹿児島県町村会元副会長（大崎町長）
監 事	大 蘭 豊	非常勤 税理士

■組織・事務分掌（平成28年4月1日現在）



(2) 事務所のご案内

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館内

保証部	4階
-----	----

TEL 099-223-0271
FAX 099-222-1093

経営支援部	4階
-------	----

TEL 099-223-0274
FAX 099-222-1093

管理部	3階
-----	----

TEL 099-223-0272
FAX 099-223-0318

総務部	4階
-----	----

TEL 099-223-0273
FAX 099-223-6399



■アクセス

◆JR鹿児島中央駅から

市電で12分
「朝日通」電停下車 徒歩3分

◆JR鹿児島駅から

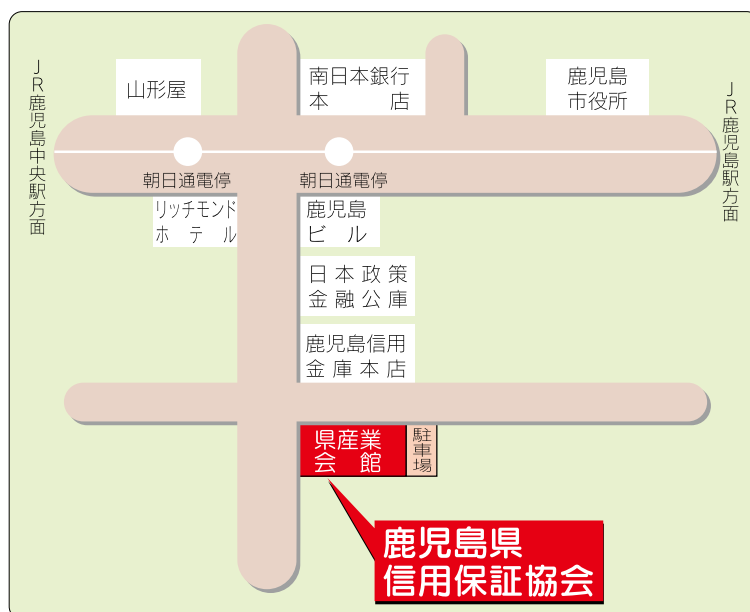
市電で5分
「朝日通」電停下車 徒歩3分

◆バス停「金生町」又は 「市役所前」から

徒歩3～5分

ホームページアドレス

<http://www.kagoshima-cgc.or.jp>



鹿児島風景



夏の仙巖園



秋の霧島



坊津の落陽



長目の浜



千尋の滝



岩屋公園・桜の屋形



垂水・海潟漁港から望む桜島



妙円寺詣り

2016
Kagoshima
Guarantee
Disclosure



鹿児島県信用保証協会